

JAPAN FOUNDATION



Japanese

2011 年 8 月 日

日本語能力試験実施機関御中

独立行政法人国際交流基金

日本語試験センター

事務局長事務代理 高須 奈緒美

2011 年第 2 回日本語能力試験 受験特別措置関連書類の送付について

日本語能力試験の実施につきましては、大変お世話になっております。

身体等に障害がある方のための受験特別措置の実施について、下記のとおりご連絡いたします。

記

1. 特別措置申請要項及び申請書について

2011 年第 2 回試験の特別措置関連書類は以下のとおりです。電子データを御担当者宛に別途送信します。

- (1) 「2011 年第 2 回日本語能力試験 受験特別措置に関する確認事項（一覧表）」
（日英併記 1 ページ）…実施機関にて受験者を取りまとめた上、基金に提出する書類です。
- (2) 「2011 年第 2 回日本語能力試験 受験特別措置申請について（海外受験者用）」
（日本語・英語 各 1 ページ）…受験者に対して、申請方法等を案内する書類です。
- (3) 「2011 年第 2 回日本語能力試験 受験特別措置 申請書」（以下「申請書」）
（日英併記 3 ページ）…受験者が、実施機関を介して基金に提出する申請書類です。
- (4) 「日本語能力試験 受験特別措置 障害別対応リスト」
（日本語・英語 各 3 ページ）…基本的な特別措置内容の障害別リスト化です。
- (5) 「日本語能力試験 受験特別措置 試験延長時間一覧表」
（日英併記、1 ページ）…試験延長時間の一覧表です。

※（1）は実施機関にて作成する資料、（4）及び（5）は、外部からの問い合わせ等において貴実施機関が参照する資料です。



2. 特別措置の申請手続きについて

- (1) 特別措置を希望する受験者には、通常の「受験願書」と併せて上記1.(3)「申請書」(所定様式)を貴実施機関に提出するよう指示してください。
- (2) 「受験願書」と「申請書」は、貴実施機関にて採番した受験番号を付記した上で、「願書」のコピーを1部取り、「申請書」と「願書のコピー」を9月30日(金)(必着)までに当基金日本語試験センター宛に送付してください。(期日を過ぎる場合は、申請書類一式のコピーを予めFAXまたは電子メールで送付の上、原本を郵送してください。)なお、「受験願書」原本は、一般受験者の願書と併せて、別途ご連絡する宛先(採点業者)に送付してください。
- (3) 当基金日本語試験センターが申請書を受理した後、専門家から構成される受験特別措置委員会において審議を行い特別措置の内容を決定し、その結果を11月上旬までに貴実施機関に通知します。

3. 留意点について

- (1) 上記2.(2)のとおり、「受験番号を追記した受験願書のコピー及び申請書を当基金日本語試験センター宛に送付すること」及び「受験願書の原本は一般受験者分と併せて採点業者に直送すること」に留意してください。
- (2) 上記1.(4)の実施機関用参照資料「障害別対応リスト」は、これまでの特別措置の内容を障害別にリスト化したものです。ただし、これは基本的な内容であり、申請者の障害の種類や程度によって、可能な範囲で個別対応していく方針ですので、リストにある内容と異なる措置を希望する場合は、「申請書」の送付に先行して、可能なかぎり早めに当基金日本語試験センターにご連絡ください。

以上、お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本件に関するお問合せは、下記担当者をお願いいたします。

担当者： 国際交流基金 日本語試験センター 三宅 章太 / 岡部 聡子

j1pt@jpf.go.jp

関連書類送付先住所： 国際交流基金 日本語試験センター

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目21

The Japan Foundation Center for Japanese-Language Testing

1-21, Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo, 160-0004, Japan

Tel. +81 (3) 5367-1021 Fax. +81 (3) 5367-1025

以上